



かめだ

平成14年(2002)

9/15

No. 747

◆編集：亀田町役場企画調整課 〒950-0195 新潟県中蒲原郡亀田町泉町3丁目4番5号 ☎(025)381-2111 FAX (025)381-7090

URL: <http://www.town.kameda.niigata.jp>

家屋の新築・増改築や取り壊しをしたたら町へ連絡を

税務課からのお知らせ

今月は、固定資産税(第3期)の納付月です。お近くの金融機関、もしくは役場会計課で納税してください。

なお、口座振替を希望する方は口座のある金融機関(亀田町内および、亀田町に本店・支店のある新潟市内・横越町内の金融機関に限る)の窓口で手続きをしていただくと、申込月の翌月末日から振替が可能となります。

住宅・車庫・事務所・工場などの新築・増改築や取り壊しをした場合には、町税務課へ早めにご連絡ください。後日、家屋の評価や取り壊しの確認に伺います。

特に、建て替えを伴わない取り壊しの場合、確認ができないと課税を誤る原因となりますので、ご協力をお願いします。



■問い合わせ

税務課固定資産税係

☎381-2111 内線136・137



統計で働く姿を見つめよう

平成14年10月1日現在で

就業構造基本調査

を実施します



調査の対象となった世帯には、統計調査員が伺い調査票の記入をお願いしますので、よろしくご協力ください。

総務省統計局・新潟県

<http://www.stat.go.jp/>

生まれた猫を捨てないで!



捨てニヤイで

町や新津健康福祉環境事務所(旧:新津保健所)には連日のように捨てられた子猫の収容依頼や野良猫に関する苦情が寄せられています。

・生きた子猫は捨てないでください。

愛護動物(猫)を遺棄した人は、30万円以下の罰金に処せられます。

・やむを得ず飼えない場合は引き取ります。(11月15日号掲載「犬・猫の引取り」をご覧ください。)

野良猫か飼猫の判断はトラブルの原因となる場合が多いので、個人で判断せず近隣の方々と相談してください。

役場では捕獲についてのご依頼にはお応えしていません。

・不幸な子猫を生ませないため「不妊・去勢手術」を行いましょう。

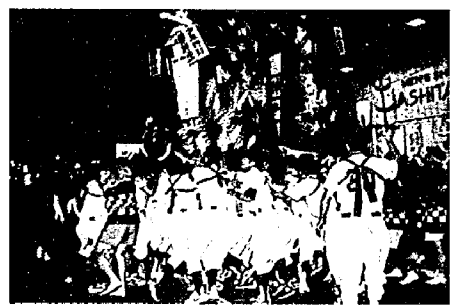
■問い合わせ 環境生活課 ☎381-2111 内線156



「鶴亀わんぱく交流会」が参加
 仮装賞（特別賞）を受賞
 昨年6月に石川県鶴来町
 と「鶴亀交流友好都市宣言」
 を締結しました。

昨年の夏、亀田町の「わ
 んぱく教室」参加の小学生
 が、鶴来町で交流を行いま
 した。今年は、鶴来町の子
 どもたちが来町し、亀田町
 の子どもたちとの交流「鶴
 亀わんぱく交流会」を行
 いました。

一緒にゲームをしたり、
 笹団子を作ったりと交流を
 深めたほか、「亀田甚句流
 し」に参加。見事、仮装賞
 （特別賞）を受賞しました。



今年も8月25日・26日
 にかめだ祭りが行われま
 した。

25日は「亀田甚句流し」
 が行われ、全26団体、1、
 600人余りが参加しま
 した。揃いの浴衣で流麗
 に舞う団体や仮装賞狙い
 の団体などさまざまでし
 た。

26日は「大岩万燈押し
 合い」でした。今年
 は「浦島太郎」VS「乙姫」。
 渾身の力を込めてぶつけ
 合うさまは、勇壮そのも
 のでした。

カメラが追った二日間
 '02夏
 かめだ祭り

町長が語る 合併問題住民説明会を開催



8月19日より、町内6会場において「町長が語る合併問題住民説明会」が開催され、延べ218名の町民の方が参加されました。阿部町長より、「市町村合併の目的」「新潟市周辺の動き」「政令指定都市とは何か」などについて、説明がありました。

その後の質疑応答では、多くの意見や質問が寄せられました。その主なものについて掲載します。



町長が語る合併問題について

なぜ、今回の合併の話が急にできたかという点、理由は二つあります。一つは、日本の国の行政制度「国が決めて、国がお金を握って、国から県市町村へというように上から下への命令系統」が、気候、風土、文化、伝統がそれぞれ違うにもかかわらず、全国一律に行われてきたことに對して、歪みが出てきたということと、もう一つは財政の問題です。皆さまからいただく税金は、ここの5、6年伸びておらず、地域の要望は多種多様、高度になってきています。節約できるところをできるだけ削減して、皆さまへのサービスを低下させないように苦闘してきています。

過去においては、明治22年の合併、昭和28年の合併があり、そして今回、平成の合併という流れがでてきました。合併の一番の目的は、この地域の将来が進展する、この地域に住む人が幸せになるということとです。小さい自治体では、なかなか実行できない困難な点を、力を合わせて総合的にいい地域を作ることが目的です。

また、行政権限の違いから、小さい町村での建築確認や生活保護法の適用などが町を経由し県決定のため、許可日数が新潟市と比べ倍以上かかっていました。また、議長が集まるさまざまな新潟広域協議会などで、「この地域はひとつの都市を目指すにせよ、この地域は越後平野のど真ん中にあり、「田園型政令指定都市」をキャッチフレーズにしようではないか。」と積み重ねて相談してきた結果が、今日の合併の流れとして現われている、このようにご理解いただければありがたいと思います。

区制が敷かれることとなります。私見ですが、旧亀田郷で括られた亀田・横越・大江・石山・曾野木・河川で一つの区になると思われ、「亀田町はその中心になる」と考えております。

また、地域審議会が旧市町村区域ごとに設置され、地域の意見が反映されるようになっていきます。広域での首長・議長が集まるさまざまな新潟広域協議会などで、「この地域はひとつの都市を目指すにせよ、この地域は越後平野のど真ん中にあり、「田園型政令指定都市」をキャッチフレーズにしようではないか。」と積み重ねて相談してきた結果が、今日の合併の流れとして現われている、このようにご理解いただければありがたいと思います。

政令指定都市になれば、財政的・行政的に県と同格になり、国との調整で行政ができるというメリットがあり、人口も増加してきます。人口が集まることには、産業・文化も集中してきます。また、

ています。こういったことから一昨年、「地方分権一括法」が施行され、同時に「合併特例法」が打ち出されました。全国でほとんどの市町村が合併について考えているところですが、明治、昭和の合併と違って期限が平成17年3月31日までとなっています。県では、新潟県11市町村を21の合併パターンに想定しています。亀田町は、今名乗りをあげている地域(新潟市・白根市・豊栄市・横越町・西川町・味方村・湯東村・月湯村・中之口村)で政令指定都市の実現を目指す取り組みを行っています。

政令指定都市になれば、財政的・行政的に県と同格になり、国との調整で行政ができるというメリットがあり、人口も増加してきます。人口が集まることには、産業・文化も集中してきます。また、

政令指定都市になれば、財政的・行政的に県と同格になり、国との調整で行政ができるというメリットがあり、人口も増加してきます。人口が集まることには、産業・文化も集中してきます。また、

質問

新潟市・亀田町・横越町での合併は、平成16年という説があるが、今回の10市町村での合併はいつ頃になるのか？

【回答】 今までの3市町での合併では、平成16年ということでは示していない。先のことであり、決定していないが、合併特例法の期限内に考えている。ただし、合併は各自自治体の議会の議決、県議会の議決、総務大臣の告示が必要である。

質問

12市町村が集まって、政令指定都市を目指すということだが、まだまだ議論すべきことはたくさんあると思う。合併特例法の期限は17年3月31日までであり、期限内に政令指定都市になれるのか？

【回答】 期限内に政令指定都市になるのは無理である。期限内に合併して、「政令指定都市になる資格を得たい」と考えている。合併後に、国から政令市の指定を受けることになる。

質問

今後、人口が減少していく可能性もあり、そうなくても政令指定都市になれるのか？

【回答】 政令指定都市になれば、人・モノなどが集積していく。政令指定都市で人口が減少しているところはない。

質問

水道料や税金がどうなるか、新たに課税される事業所税など、合併した場合のデメリットを早く示してほしい。

【回答】 合併特例法では、地方税の不均一課税が5年間認められており、合併後著しく変化することはないが、個々の制度については、任意協議会で調整を図り、まとまり次第お知らせしたい。

質問

民投票を実施すべきではないか？

【回答】 住民投票は現時点では考えていない。

質問

亀田町は区を中心となり、人が集まる。田園型政令指定都市を目指している。亀田町の中心に亀田町の特徴を出せればいいし、自然空間を重視していきたいと考えている。

【回答】 今回の合併は、吸収(編入)合併なのか、吸収合併になるのか、行政がガラリとかわってしまうのではないのか？

質問

これからの協議していくことになる。

【回答】 亀田町における塩漬け状態の都市計画道路について、合併した場合の新しい開発計画に反映されるか？

【回答】 現在、都市計画道路については町および県の都市計画審議会に諮って決定しているが、簡単には変更できない。町の発展形態を見極めながら、対応を考えたい。

質問

以前広報に「合併によって懸念されること」は「すべて解決できる」と掲載されていたが、新潟市の例でいくと、いずれ亀田町は地区事務所になるはず。支所であれば住民サービスは低下しないが、地区事務所であれば低下すると思うが？

【回答】 今後の協議会の中で話し合われることだが、従来よりサービス低下にならないように対応したい。区制の場合、亀田町が中心部となるため、区役所の設置が想定される。

9月5日に、政令指定都市の実現を目指すため、新潟市・白根市・豊栄市・横越町・亀田町・西川町・味方村・湯東村・月湯村・中之口村、10市町村で構成した新潟広域合併協議会が設置されました。任意の協議会において協議を重ね、一定の方向が出た時点で、その内容などを冊子にし、全戸配布を行う。町民の皆さんから合併に関する判断材料としていただきます。

■亀田町ホームページ
URL <http://www.town.kameda.niigata.jp/>
■新潟市・亀田町・横越町合併問題協議会ホームページ
URL <http://www.niigata-net.or.jp/nky-gappeimondai/>
■問い合わせ
役場企画調整課 ☎381-2111

10月1日から 国民健康保険

が変わります

※お問い合わせは
役場住民課 国民健康保険係
☎381-2111 内線157・158

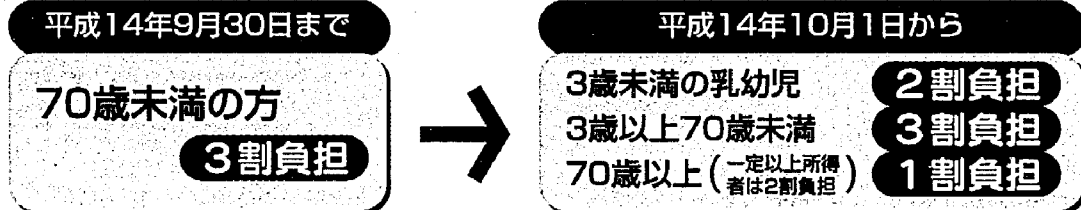
1 70歳から75歳になるまで国保で医療を受けます(自己負担は1割・2割に)

国保に加入している方で昭和7年10月1日以降に生まれた方は、75歳になるまでは国保で医療を受けることになります。ただし、70歳以上になると窓口での負担は1割(一定以上所得者*は2割)になります。*6ページ注1参照

※昭和7年9月30日以前に生まれた方は、引き続き老人保健で医療を受けます。
※70歳以上の方には、国保の保険証とは別に給付率を示す「高齢受給者証」を9月末日までに送付します。医療機関の窓口で両方を提示してください。

2 3歳未満の乳幼児の自己負担が2割になります

これまで70歳未満の方がお医者さんにかかったときの自己負担は3割でしたが、少子化対策の観点から3歳未満の乳幼児の自己負担は2割になります。



3 高額療養費の自己負担限度額が変わります

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担が限度額を超えたときは、市区町村に申請すると超えた分が高額療養費として支給されます。その自己負担限度額について低所得の方は据え置いて、一般や上位所得者は見直されます。また、70歳以上の方の負担を軽くするためあらたに自己負担限度額が設定されます。

●自己負担限度額(月額)

平成14年9月30日まで		平成14年10月1日から	
70歳未満の方	上位所得者*1	121,800円 (70,800円) ^{※2}	医療費が609,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算
	一般	63,600円 (37,200円)	医療費が318,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算
	町民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)	
70歳以上の方	上位所得者*1	139,800円 (77,700円)	医療費が699,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
	一般	72,300円 (40,200円)	医療費が361,500円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
	町民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)	
70歳以上の方	自己負担限度額		
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
	一定以上所得者*1	40,200円	72,300円 (40,200円) ^{※2}
	一般	12,000円	40,200円
	町民税非課税世帯		
	低所得者II ^{※2}	8,000円	24,600円
	低所得者I ^{※3}		15,000円

※注1、注2、注3については6ページ参照
 ※1 上位所得者とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等が670万円を超える世帯にあたります。
 ※2 ()内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額です。

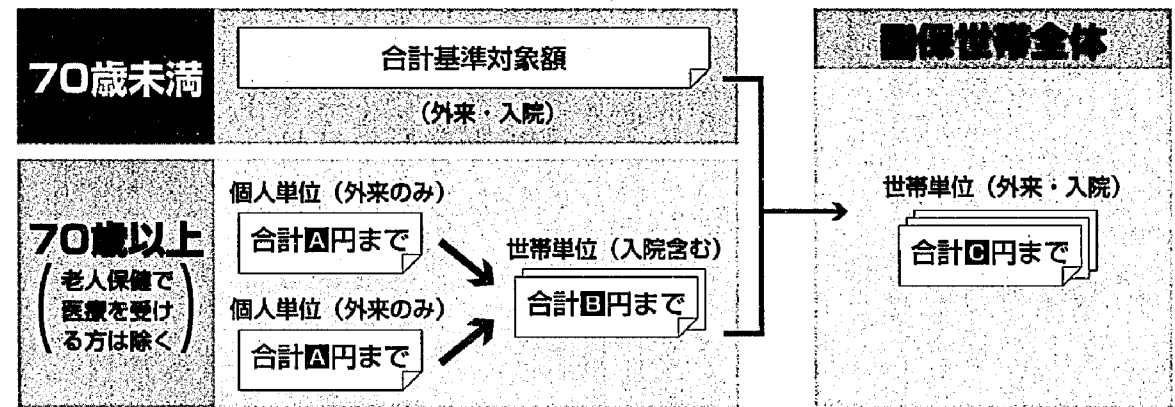
●70歳未満の方と70歳以上の方(老人保健で医療を受ける方は除く)が同じ世帯の場合の高額療養費

高額療養費の計算で70歳未満と70歳以上で世帯合算する場合は、①70歳以上の外来分を個人単位で限度額Aを適用した後、②入院を含めた世帯単位の限度額Bを適用します。③これに70歳未満の合計基準対象額を合わせて、国保世帯全体の限度額Cを適用します。

■70歳未満と70歳以上が同じ世帯にいる場合の自己負担限度額 ※()内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額です。

	70歳以上(老人保健で医療を受ける方は除く)		国保世帯全体C
	個人単位(外来のみ)A	世帯単位(入院含む)B	
一定以上所得者*1	40,200円	72,300円+1%*1 (40,200円)	上位所得者 139,800円+1%*2 (77,700円) 一般 72,300円+1%*1 (40,200円)
一般	12,000円	40,200円	上位所得者 139,800円+1%*2 (77,700円) 一般 72,300円+1%*1 (40,200円)
低所得者II ^{※2}	8,000円	24,600円	低所得者 35,400円 (24,600円)
低所得者I ^{※3}	8,000円	15,000円	

*1 医療費が361,500円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
 *2 医療費が699,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算



- 注1 一定以上所得者とは 地方税法上の各種所得控除後の課税所得が124万円以上ある方などを指します。
- 注2 低所得者IIとは 世帯主および世帯全員が町民税非課税である方を指します。
- 注3 低所得者Iとは 世帯主および世帯全員が町民税非課税であって、その世帯の所得が一定基準以下の世帯に属する方を指します。

4 退職者医療制度の対象年齢が70歳未満から75歳未満に

老人保健で医療を受ける方の対象年齢の引き上げ(9ページ参照)にあわせて、退職者医療制度の対象年齢も70歳未満から75歳未満になります。5年間で段階的に引き上げられます。70歳以上の退職者医療制度対象者の自己負担は、1割(一定以上所得者は2割)となります。

10月1日から 老人保健

が変わります

※お問い合わせは
役場住民課 老人保健係
☎381-2111 内線157・158

1 老人保健で医療を受ける方の対象年齢が75歳以上に

老人保健で医療を受けるのは、9月30日までは70歳以上の方ですが、10月1からは75歳以上の方になります。(ただし、下記の方を含む)

平成14年9月30日まで

70歳以上の方
(一定の障害のある
65歳以上の方)



平成14年10月1日から

75歳以上の方
(一定の障害のある65歳以上の方)
・昭和7年9月30日以前に生まれた方
(平成14年9月30日までに
70歳になっている方)

昭和7年10月1日以降に生まれた方は、75歳になるまでは引き続き現在加入している医療保険で医療を受け、75歳になると老人保健で医療を受けることとなります。

2 老人保健で医療を受けたときの自己負担が1割に

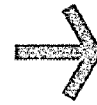
老人保健で医療を受けたときに支払う自己負担は、外来・入院ともかかった費用の1割となり(一定以上所得者は2割)、外来の月額上限および診療所における定額負担選択制は廃止されます。
※入院したときには、一部負担金とは別に、食事代として所得に応じた標準的な額を負担します。

●お医者さんにかかったときの自己負担

平成14年9月30日まで

かかった費用の **1割負担**
(1か月に3,200円、大病院
では5,300円まで負担)
または定額制の診療所では
1日につき850円
(1か月に4回まで)

1割負担
限度額あり



平成14年10月1日から

かかった費用の **1割負担**
ただし、一定以上所得者は
2割負担

入院は、限度額あり
(外来の月額上限および診療所
の定額負担選択制は廃止)

10月1日から老人保健の医療受給者証が新しくなります

老人保健で医療を受けるときに病院等の窓口で提示する「医療受給者証」が新しくなります。町では、お医者さんの窓口で支払う自己負担の割合(1割または2割)が記載された新しい「医療受給者証」を、老人保健で医療を受けている方に、9月末日までに郵送いたします。現在お持ちのものは使えませんので、必ず各自で破棄処分をしてください。

10月1日からお医者さんにかかるときは、病院等の窓口で、新しい「医療受給者証」・「健康手帳」・「保険証」を提示してください。

3 医療費が高額になったときの自己負担限度額が変わります

1カ月の医療費が高額になった場合には、申請して認められると、自己負担限度額を超えた分があとから支給されます。同じ世帯内に老人保健で医療を受ける方が複数いる場合は合算できます。

●医療費が高額になったときの自己負担限度額(月額)

平成14年9月30日まで

		自己負担限度額	
		外来	入院
低所得者	一般	3,200円 (大病院5,300円)	37,200円
	町民税非課税世帯等 町民税非課税世帯等で 高齢福祉年金受給者	または 1日 850円で 月4回まで (定額制の診療所)	24,600円 15,000円

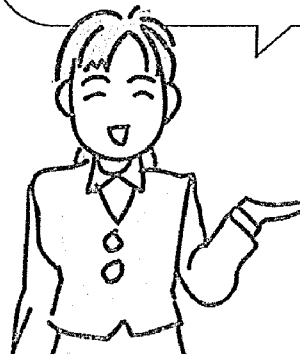


平成14年10月1日から

		自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
一定以上所得者 ^{注1}	Ⅰ	40,200円	72,300円 + 医療費が361,500円を超えた 場合は、超えた分の1% 過去12カ月間に4回以上高 額医療費の支給があった場合、 4回目以降は40,200円
	一般	12,000円	40,200円
低所得者 (町民税非課税世帯等)	Ⅱ ^{注2}	8,000円	24,600円
	Ⅰ ^{注3}		15,000円

※注1、注2、注3については6ページ参照。

低所得者に該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、忘れずに役場住民課で手続きをしてください。



老人保健制度の自己負担額の計算法

- ① まず外来の自己負担限度額について、個人単位で合算し、外来の限度額を適用する。
- ② その後、入院の自己負担額を合算して、世帯単位で限度額を適用する。



例 一般世帯の場合

夫 A診療所 外来 30,000円
+ B病院 外来 30,000円
計60,000円

妻 入院 20,000円

自己負担限度額
40,200円以下なので、
最終的な負担は **32,000円** となります。

高額医療費として48,000円があとから支給されます。

お知らせ
第12回「公証週間」
無料相談会

期間 10月1日(火)～7日(月)
(土・日曜日は休み)
午前9時30分～午後3時30分

場所 新潟公証人合同役場
(新潟市天神1-1-1 プラカ3 4階)

内容 遺言、任意後見、金銭消費貸借、借地借家、事業用借地権設定、離婚給付(慰謝料、養育費の給付)等に関する公正証書の作成、会社設立のための定款の認証など

問い合わせ
新潟公証人合同役場
☎240-2610
☎240-2611

お知らせ
新潟地域情報化
イベント2002

日時 10月5日(土) 午後12時30分～4時「我が家のIT革命」
10月27日(日) 午後1時30分～4時「プロロードバンド時代の護身術入門」

会場 新潟ユニゾンプラザ多目的ホール(新潟市上野2-2-2)
内容 基調講演など

定員 300名(先着順)
申し込み 左記のところまで電話またはEメールでお申し込みください。
新潟市広域行政課広域行政班
☎228-1000(内線2109)
koki@city.niigata.nigata.jp

お知らせ
幼児安全法講習会

日時 10月8日・10日・15日・17日・22日・24日(火・木コース)
午前9時30分～正午

会場 日本赤十字社新潟県支部5F会議室(新潟市関屋下川原町1-3-12)

内容 子どもの成長・発達・子どもに起こりやすい事故・事故防止・応急手当(子どもの心肺蘇生法)・子どもの病気と看病など
定員 20名
参加費 1,000円(教材費)
申し込み・問い合わせ 日本赤十字社新潟県支部
☎231-3121

第7回 亀田町 高齢者交通安全大会を開催します

激増する悲惨な交通事故の絶滅を期し、亀田町各種団体が一丸となってこの大会を開催します。
昨年、亀田町では交通死亡事故は発生していませんが、発生件数・負傷者数は過去最悪の結果となり、特に高齢者が加害者・被害者となる交通事故が多発しています。
事故を起こさない・遭わないために、交通安全について一緒に考えてみましょうか。ご来場された方全員に粗品を進呈します。ぜひお越しください。

開催日 9月25日(水) 午後1時30分～3時30分
会場 町民会館 大ホール
内容 交通安全大会・講話・ビデオ上映など
問い合わせ 環境生活課
☎381-2111
内線156

「県男女平等推進相談室」オープン!

性別による差別的な取り扱いなどについて、県民や事業者の皆さんからのさまざまな相談を受け付ける相談室がオープンしました。日々の生活の中で男女平等に関して悩みをお持ちの方、お気軽にご相談ください。(面接相談は要予約)
場所 新潟ユニゾンプラザ3F(新潟市上所)
時間 火曜～金曜 正午～午後7時
土・日曜 午前10時～午後5時
※月曜、祝日、年末年始は休業
問い合わせ 県男女平等推進相談室
☎285-6605

**大腸がん検診が
始まります**

4月に提出していただいた「検診申込書」で、大腸がん検診の申し込みをされた方には9月4日(休)付けで検診のご案内を郵送しました。転入等で申し込みできなかった方、申し込みをしたのにご案内が届かない方は、保健センターまでご連絡ください。
問い合わせ
亀田町保健センター
☎381-2111 内線406

**町民大学
受講生を
募集**

ストレス予防・解消講座
[2回コース]
仕事や人間関係から受けるストレスを未然に防ぐ方法や、たまったストレスをうまく解消する方法を学習します。
開催日 10月9日(休)・16日(水) 午後7時～9時
会場 亀田町公民館
講師 新潟大学人文学部 嶋田 洋徳助教授
定員 40名(定員を超えた場合は責任抽選)
受講料 1,000円
(他にテキスト代200円)

**円もいただきます
申し込み**

9月30日(月)までに生涯学習課に電話でお申し込みください。
☎382-3703
「戦後短編小説再発見」
[7回コース]
日時 10月21日・28日、11月11日・18日・25日、12月2日・9日の月曜日 午後1時30分～3時
会場 亀田町公民館101研修室
講師 若月 忠信先生
定員 60名(定員を超えた場合は責任抽選)
受講料 1,000円
申し込み 10月1日(火)までに亀田町公民館へお申し込みください。
☎381-2728

**司法書士による
多重債務110番**

多額の借金や住宅ローンの返済でお困りの方の相談を、債務整理の手續きに堪能な司法書士が電話でお受けし、法律的なアドバイスをいたします。
日時 9月29日(日) 午前10時～午後4時
電話番号 ☎228-900(当日限り)
相談料 無料
問い合わせ 新潟県司法書士会事務局
☎228-1589

講演会の案内

主催 新潟厚生年金受給者協会 亀田支部
日時 10月7日(月) 午後1時30分
会場 亀田町公民館301会議室
演題 「食べ物のは心のコミュニケーション」
講師 国際福祉医療カレッジ講師・心の相談員 小柳 信子先生
参加費 無料
問い合わせ ☎381-5026 田窪

芹 洋子とつくる緑の百年物語森づくりコンサート

「2002かめだの森」植樹祭
10月を「緑の百年物語推進月間」として、県民運動が県民の皆さんの目に触れ、参加する機会が増えるよう県内各地でさまざまな植樹祭や緑とのふれあいイベントを集中的に開催します。私たちの亀田町でも植樹祭が行われます。ご家族そろってぜひご参加ください。

- 日時 10月19日(土) 午前10時30分～(受付 午前10時～)
- 場所 旭地内「亀田排水路上部施設」
駐車場を用意しておりませんので、車での来場はご遠慮ください。
- 内容
・式典
・コカリナミニコンサート(コカリナとは、「木でできたオカリナ」です。)
・芹 洋子さんとの記念植樹
(「四季の歌」や「坊がつる賛歌」等のヒットで知られている芹 洋子さんと植樹を行います。)
- 申し込み・問い合わせ 参加希望の方は、事前にお申し込みください。
亀田町農政商工課「2002かめだの森」植樹祭係
☎381-2111(内線282) ☎381-7090



芹 洋子さん

- 緑の百年物語森づくりコンサート
- 日時 10月19日(土) 午後3時～(受付 午後2時)
 - 場所 新潟市鐘木「新潟テルサ」☎281-1888
 - 申し込み・問い合わせ (社)にいがた緑の百年物語緑化推進委員会 ☎290-8055 ☎290-8051
 - 入場料等
・無料：入場整理券を発行します。
・入場時に500円以上の緑の募金にご協力ください。
・応募が多数の場合には抽選となります。

米の生産者の皆さんへ 計画外流通米は届け出が必要です。

生産者が消費者や販売業者に直接米を販売するときは、食糧事務所にあらかじめ届け出ることが必要です。(食糧法第5条第5項)
この届け出は、米の流通量や流通実態を把握し、需給および価格の安定を図っていくために必要なものです。
届け出用紙は、農協や役場農政商工課の窓口にありますのでご協力をお願いします。なお、郵送やFAXによる届け出も受け付けています。



【届け出・問い合わせ先】 農林水産省新潟食糧事務所地域第一課
新潟市船場町2-3435-1
☎228-5218 ☎223-7288

秋の

全国交通安全運動が実施されます。

9月21日(土)～9月30日(月)

スローガン

やさしさと 早めのライトで
防ぐ事故

運動の重点

- ・高齢者の交通事故防止
- ・シートベルトとチャイルドシート着用の徹底
- ・ライトの早めの点灯と反射材の活用

又エック・フェスティバル2002

参加者募集

踏みだそう・わかち合おう・広げよう

—男女共同参画社会—

各地で男女共同参画社会に向け、生涯学習をすすめる団体・グループが日頃の成果や活動報告・作品発表を行います。参加・交流を通して、大きなネットワークづくりを進めてみませんか？

- とき 10月25日(金)午後1時～27日(日)午前11時30分
- 会場 又エック国立女性教育会館(埼玉県比企郡嵐山町)
- 申し込み 役場企画調整課 ☎381-2111 内線234
- 締め切り 9月20日(金)

町では、女性リーダー等の育成を目的として、参加旅費の助成を行っています。

詳細は役場企画調整課にお問い合わせください。

不審な電話にご注意を

役場住民課では8月に世帯あてに住民票コード通知を郵送いたしました。役場住民課の名前をかたり「住民票コード通知は届きましたか。また家族構成、家族の勤務先などを教えてください。」という電話照会の事例が発生しています。

役場からは、一切そのような照会はしていませんので不審な電話には十分気をつけてください。

※掲載を希望されない方は、届け出の際に住民課窓口までお申し出ください。
※掲載漏れがあった場合、企画調整課広報係までご連絡ください。

故人	世帯主	町名	区
佐藤 フミ(75)	良一	東本町5	9
山崎 松雄(90)	本人	諏訪2	11
亀山 チイ(92)	本人	向陽2	17
佐藤 シゲ(90)	本人	向陽2	17
石本清次郎(77)	瞬一郎	水道町5	34
小池 ソノ(95)	進	所島2	37
近藤 博(72)	トミイ	新明町3	48
道津 又男(70)	文子	新明町3	48
猪股スバイ(85)	正英	諏訪1	54

ごめいぶく

(8月16日～31日届出)

告知板

お酒で悩んでいる方
お気軽にご相談を 土曜

- 時間 午後7時～9時
- ところ 公民館
- 担当 断酒会会員 ※個人の秘密は厳守します。

行政相談 10月2日(水) 午前9時～正午

■ところ 社会福祉協議会(新明町1)

☎(381)7221

■相談委員 鈴木 紀子さん

※公共機関の仕事への苦情相談を受け付けます。お気軽にご相談ください。

心配ごと相談所

火曜

- 時間 午前9時30分～午後3時
- ところ 社会福祉協議会(新明町1)

☎(381)7221

※この時間内に、電話での相談も受け付けます。
個人の秘密は厳守、お気軽にご相談ください。

善意のご寄付

感謝します

手俱樂部 武石克巳さん
より青年健全育成に役立
ててほしいとご寄付いた
だきました。

◇(株)中栄商店様(砂崩)
より地域福祉事業に役立
ててほしいとご寄付いた
だきました。

◇故田村長作さんのご遺
族、田村桂子さん(東船
場3)より、地域福祉事
業に役立ててほしいとご
寄付いただきました。

◇成心会本部直轄 亀田空